

湖東地域における税務事務の共同化について

1 税務事務の共同化の取組経過

(1) 共同化の方向性

平成24年度に、県と市町で構成する滋賀県地方税務協議会において、地方税の収入未済額の一層の縮減を図るため、さらなる連携や徴税体制について議論し、滞納者への一元的な対応、効率的な徴収、人材育成などの観点から、事務の共同化を進める方向で意見を取りまとめました。

【事務の共同化の進め方】

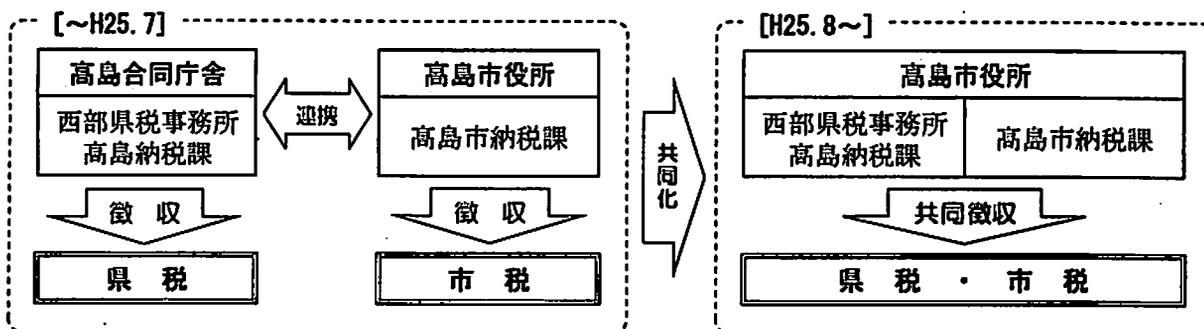
現地納税課と周辺市町の徴収・管理収納業務の共同化をモデル地域(※1)として先行実施し、課題の改善や効果を検証した後、合意を得られた地域(県税事務所または現地納税課管内)ごとに機関等の共同設置(※2)に取り組む。

※1 モデル地域：県職員と市町職員が同一場所において机を並べ、相互併任しながら業務を遂行するもの。

※2 機関等の共同設置：地方自治法第252条の7の規定に基づき、複数の自治体が協議により規約を定めて内部組織や行政機関等を共同して設置するもの。

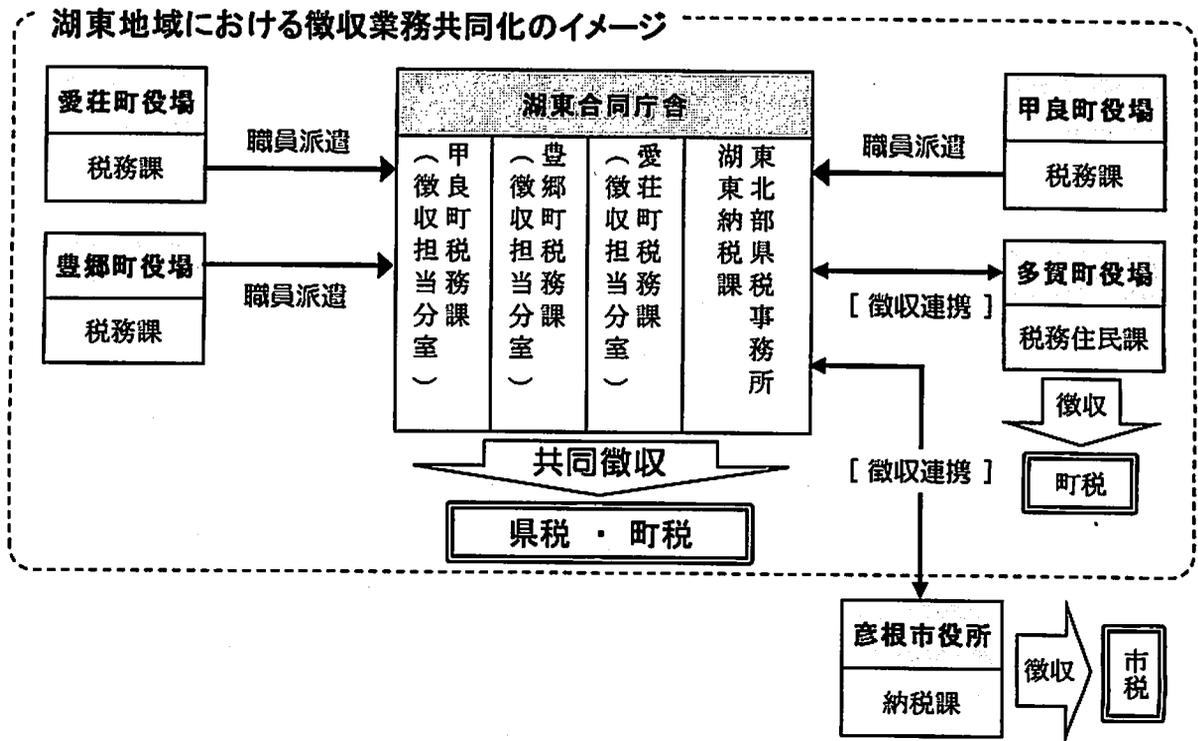
(2) 高島地域における共同化の状況

平成25年8月1日から西部県税事務所高島納税課を高島市役所に移転し、高島市と共同で県税と市税の徴収業務に取り組んでいます。情報の共有化による効率的な財産調査や合同での搜索実施などにより、平成25年度は、前年度より県税・市税の収入未済額の縮減を図ることができたところです。



2 湖東地域における共同化

東北部県税事務所湖東納税課管内の各町と協議し、共同で県税と町税の徴収業務に取り組むことができるよう、調整を進めています。



(1) 開始時期、執務場所

平成27年8月から、県湖東合同庁舎(県東北部県税事務所湖東納税課)で実施。

(2) 共同化の形態

県と愛荘町、豊郷町、甲良町の職員が机を並べ相互併任し、共同で県税と町税の徴収業務に取り組みます。

多賀町は、滞納処分の検討や搜索などの機会に参画します。

(3) 今後のスケジュール

平成27年3月中旬	県と各町の協定書(経費負担や身分取扱い等)の締結
4月～	広報誌等を活用した広報
8月～	共同で徴収業務開始